

## 学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が設置する兵庫医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、必要な事項を定めることにより、責任体制を明確にするとともに適正な管理・運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

#### 1 公的研究費

文部科学省、その他の府省及びそれらが管轄する独立行政法人から配分される競争的研究費制度に基づく公募型研究費をいう。この場合において、その他公的機関等から配分される公募型研究費のうち、競争的研究費制度に準ずるものとして定めのある非競争的研究費についても、この規程を準用する。

#### 2 研究者等

本法人において、研究者、事務職員、技術職員等学術研究に携わる者をいう。この場合において、非常勤者及び派遣職員を含むものとする。

#### 3 不正

この規程において不正とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

### (管理責任者)

第3条 公的研究費の適正な運営・管理及び研究における不正行為・研究費の不正使用を事前に防止する取組みを推進するため、次の管理責任者を置く。

#### 1 最高管理責任者

最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要な以下の措置を講じる。

(1) 不正防止対策の基本方針等の策定およびその実施状況等について、常務会等において議論する。

(2) 不正防止に向けた取組に関する啓発活動等を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図る。

#### 2 統括管理責任者

統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。統括管理責任者は、基本方針に基づき、大学全体の以下の具体的な対策を策定・実施する。

(1) コンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な実施計画を策定し、コンプライアンス推進責任者に示す。

(2) 実施計画の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

### 3 コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、各学部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の対策等を実施する。

- (1) 各学部において、対策を実施し、実施状況の確認及び実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、各学部内の公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、各学部内において継続的な啓発活動を実施する。
- (4) 各学部において、研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

### 4 コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進副責任者はコンプライアンス推進責任者を補佐するものとし、大学事務部長をもって充てる。

- ② 最高管理責任者は、前項第2号～第5号に掲げる責任者（以下「各責任者」という。）から公的研究費の管理・運営について定期的に報告を受け、意志の疎通を図るものとする。また、各責任者が公的研究費の管理・運営について責任を持って行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し、基本方針の見直し、予算及び人員配置の措置等を行うものとする。
- ③ 最高管理責任者は、自己を含め第1項の各号に定める責任者がその管理監督の責任が十分果たせず、結果的に不正を招いた場合には、就業規則に準じて処分を行うものとする。

#### （監事の役割）

第4条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、大学全体の観点から確認する。

- ② 監事が本条第1項の業務を十分に果たせるよう、内部監査室および研究公正推進室は監事と連携し、適切な情報提供を行う。
- ③ 監事は、本条第1項で確認した結果について、常務会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

#### （相談窓口）

第5条 本学の公的研究費にかかる使用ルール、研究者等及び取引業者の事務処理手続に関し、相談を受け付ける窓口は、大学事務部研究推進課とする。

- ② 相談窓口は、公的研究費にかかる使用ルール及び事務処理手続等に関する学内外からの照会等に対応し、研究者等の研究遂行のための適切な支援に努めるものとする。

#### （不正防止計画）

第6条 本学に不正（研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を含む。）が生じにくいよう、統括管理責任者とともに具体的な対策を策定し実施する部署（以下「研究公正推進室」という。）

を設置する。研究公正推進室については、別に定める。

- ② 研究公正推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- ③ 研究公正推進室は、内部監査室と密接な連絡を保ちつつ、内部監査室からのチェックが働くように協力する。
- ④ 研究公正推進室は、次の各号に掲げる不正が発生する要因（以下「リスク」という。）に留意のうえ、最高管理責任者が策定する基本方針に基づき、統括管理責任者と共同で不正防止計画を策定する。
  - 1 ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者の発注や例外措置の常態化等）
  - 2 予算執行の特定の時期への偏り
  - 3 業者に対する未払い問題の発生
  - 4 公的研究費の特定の研究室等への集中
  - 5 取引に対するチェックが不十分（同一業者への発注の偏り、同一品目の多頻度取引等）
  - 6 データベース・プログラム等の作成、機器の保守・点検、特殊役務に対する検収が不十分
  - 7 検収業務やモニタリング等の形骸化（現物確認の不徹底）
  - 8 非常勤者の雇用管理体制の不備
  - 9 出張の事実確認体制の不備
  - 10 その他、不正が発生する危険性への認識や自発的な改善への取組みが不十分
- ⑤ 不正防止計画の策定にあたっては、研究公正推進室は内部監査室と連携し、内部監査結果等より本学の実態に即した特有のリスクを把握のうえ、当該リスクに対応する対策を反映した実効性のある計画を策定するとともに、随時見直しを行い効率化・適正化を図る。

（コンプライアンス教育および啓発活動）

- 第7条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費に関わるすべての研究者等に対し、以下の各号に関するコンプライアンス教育（以下「研修会等」という。）を定期的実施しなければならない。
- 1 不正があった場合の本学への影響
  - 2 運用ルール等手続き・告発等の制度の遵守すべき事項
  - 3 不正が発覚した場合の本学内の懲戒処分・自らの弁償責任
  - 4 配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置
  - 5 本学での不正対策等
- ② コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し、次の各号に関する啓発活動を継続的に実施しなければならない。
- 1 不正防止計画、内部監査結果、研究者等の行動規範等
  - 2 実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因
  - 3 その他、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るもの

（研究者等の責務）

- 第8条 研究者等は、研究活動が社会から付託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、公的研究費の適正な管理・運営及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

- ② 研究者等は、公的研究費に関する各種規程、ガイドライン、ルール等を遵守するとともに自らの行動規範の醸成及び不正防止計画に対する理解度を深めるため、前条に定める公的研究費に関する研修会等を受講しなければならない。

(誓約書)

第9条 前条の研修会等を受講した研究者等は、規則等を遵守し、不正（研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を含む。）を行わないこと及びこれらに違反した場合は、処分と法的な責任を負担する旨の誓約書を学長あて提出するものとする。

- ② 一定額以上の取引業者は、不正を行わないこと及び不正行為依頼があった場合の通報義務並びに調査への協力を記した誓約書を提出するものとする。この場合において、その取扱いは別に定める。

(通報及び告発の取扱)

第10条 研究者等に関する公的研究費に係る不正行為に関する通報及び告発（以下「告発等」という。）の取扱いは、別に定める「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」（以下「不正行為に関する取扱規程」という。）第6条及び第22条を適用する。

- ② 取引業者に関する告発等の取扱いは、「不正行為に関する取扱規程」第6条及び第21条第3項を適用する。

(内部監査)

第11条 公的研究費の管理・運営に関する監査は、別に定める「学校法人兵庫医科大学内部監査規程」に基づいて年1回以上行うものとする。

- ② 前項の監査は、リスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち監査等を含めたリスクアプローチ監査の手法をもって行う。
- ③ 監査の実施に当たっては、過去の監査やモニタリングを通じて把握されたリスクに応じて、監査計画を随時見直す等して効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して質の向上を図るものとする。
- ④ 効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、大学全体の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、監査手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うものとする。

(情報公開)

第12条 本学は公的研究費の管理・運営に関する情報のうち、本規程のほか、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- 1 最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者の職名及びその責任体系
- 2 相談窓口、不正防止計画推進部署及び告発等窓口の部署名
- 3 行動規範、不正防止計画及び当該計画を具体的に行うための運用ガイドライン
- 4 処分の取扱い、関係する諸規程

5 その他最高管理責任者が必要と認める事項

(雑則)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴いて最高管理責任者が決定する。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃については、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2021 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。